

リポート粒剤

アグロ カネシヨウ株式会社

バージョン番号: 6.15

安全データシート - JIS Z 7253 : 2019 準拠

初期日付: 19/05/2022

改訂日: 05/09/2025

印刷日: 05/09/2025

S.GHS.JPN.JA

セクション1 化学品及び会社情報

製品に関する情報

製品名	リポート粒剤
同義語	シアナジン・DBN粒剤
国連輸送名	環境有害物質（固体）（備考1(4)の表に掲げられたもの及び備考の欄の規定により当該危険物に該当するもの又は備考2(8)の基準を満たすものであって他の危険性を有しないもの）（部分一致 シアナジン と ジクロベンシル）
他の製品特定手段	データ無し

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途及び使用上の制限	農業（推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家の指示を仰ぐこと）
--------------	----------------------------------

安全データシートの製造者または輸入業者の詳細

供給者の会社名称	アグロ カネシヨウ株式会社	AGRO-KANESHO CO., LTD.
住所	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館 25階 100-0005 Japan	Marunouchi Trust Tower Main, 25th Floor, 1-8-3 Marunouchi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0005 Japan
電話番号	03-5224-8000	+81-3-5224-8000
FAX番号	03-5224-8007	+81-3-5224-8007
ホームページ	https://www.agrokanesho.co.jp/	https://www.agrokanesho.co.jp/
e-メール	toiawase@agrokanesho.co.jp	toiawase@agrokanesho.co.jp

緊急連絡電話番号

緊急対応組織	アグロ カネシヨウ株式会社 所沢事業所	AGRO-KANESHO CO., LTD. Tokorozawa office
緊急電話番号	04-2003-7010	+81-4-2003-7010
その他の緊急電話番号	090-1128-3295	+81-90-1128-3295

セクション2 危険有害性の要約

化学物質又は混合物の分類

分類 [1]	急性毒性（経口）区分4, 生殖細胞変異原性 区分2, 発がん性 区分1A, 生殖毒性 区分2, 特定標的臓器毒性（単回ばく露）区分2, 特定標的臓器毒性（反復ばく露）区分1, 水生環境有害性 短期（急性）区分1, 水生環境有害性 長期（慢性）区分1
凡例:	1. Chemwatchによる分類; 2. 日本 NITE GHS 分類データベースによる分類

GHSラベル要素

絵表示:	
注意喚起語	危険

危険有害性情報

H302	飲み込むと有害
H341	遺伝性疾患のおそれの疑い
H350	発がんのおそれ
H361	生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
H371	臓器の障害のおそれ（胃腸系, 呼吸器系）
H372	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（血液, 腎臓, 肝臓, 呼吸器系, 免疫系）
H410	長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き: 安全対策

P260	粉じん/煙を吸入しないこと。
------	----------------

レポート粒剤

P280	保護手袋、保護衣を着用すること。
P270	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
P264	取扱後は製品が付着した体の部位をよく洗うこと。
P273	環境への放出を避けること。
P202	全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

注意書き: 応急措置

P308+P311	ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
P314	気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。
P391	漏出物を回収すること。
P301+P312	飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。
P330	口をすすぐこと。

注意書き: 保管(貯蔵)

P405	施錠して保管すること。
------	-------------

注意書き: 廃棄

P501	内容物／容器は、自治体の規制に従い、認可を受けた有害廃棄物または特別廃棄物の処理施設に廃棄すること。
------	--

製品の危険性に関する追加情報はありません。

セクション3 組成および成分情報

物質

混合物の組成については、以下のセクションを参照してください

混合物

CAS番号	% [重量]	名称	官報公示整理番号		ナノフォーム粒子特性
			化審法	安衛法	
21725-46-2	10	シアナジン	-	8-(3)-498	データ無し
1194-65-6	4	ジクロロベンジル	3-4103	4-(7)-477	データ無し
14808-60-7	<8	結晶質シリカ	1-548	公表	データ無し
凡例	[e] 内分泌かく乱作用をもつと認められている物質				

セクション4 応急措置

必要な応急措置の説明

眼に入った場合	眼に入った場合： ▶ 直ちにきれいな流水で洗浄すること。 ▶ 洗眼は、眼球、瞼の隅々まで水がよく行き渡るように行うこと。 ▶ 速やかに医師の手当てを受けること。痛みが続いたり繰り返す場合は、医師の手当てを受けること。 ▶ 眼に損傷がある場合、コンタクトレンズの取り外しは、専門家に任せること。
皮膚に付着した場合	皮膚に付着した場合： ▶ 直ちに汚染された衣類すべて(履物を含む)を脱がせること。 ▶ 流水で皮膚および毛髪を洗浄すること。必要に応じて石鹸を使用すること。 ▶ 炎症がある場合には、医師の手当てを受けること。
吸入した場合	▶ フューム、エアゾールまたは燃焼生成物を吸入した場合、汚染区域から退去させること。 ▶ 通常、他の措置を講じる必要はない。
飲み込んだ場合	▶ 直ちにコップ1杯の水を飲ませること。 ▶ 応急措置は通常必要とは考えられていない。懸念がある場合には、医師に相談すること。

医師に対する特別な注意事項

セクション5 火災時の措置

消火剤

- ▶ 水スプレーまたは霧
- ▶ 泡沫
- ▶ 乾燥化学粉末
- ▶ BCF (規制されていない場合)
- ▶ 二酸化炭素

特有の危険有害性

火災の際に避けるべき条件	発火する危険性があるため、硝酸塩、酸化性酸、塩素系漂白剤、プール用塩素などの酸化剤による汚染を避けること。
--------------	---

消火活動に関する情報

特有の消火方法	▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。 ▶ 火災時にのみ、呼吸装置を備えた保護衣および保護手袋を着用すること。 ▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。 ▶ 周囲の環境に応じて適切な消火剤を使用すること。 ▶ 高温であると疑われる容器に接近してはならない。
火災及び爆発の危険性	▶ 難燃性または自己発火性の低い固体である。

レポート粒剤

- ▶ 粉じんは空気や点火源（炎や火花など）に触れることにより、火災または爆発を引き起こすことがあるため、閉所または無換気空間で粉じん、特に粉じん雲を発生させないこと。
- ▶ 固体の微粉砕により発生した粉じん雲は特に危険性が高い。420ミクロン以下の微細粉じんが引火すると急速に激しく燃焼し、直径1400ミクロンまでの大粒径粉じんが引火すると爆発が伝播する。
- ▶ 粉じん爆発は大量の気体生成物を放出し、設備や建物を破壊し作業員に損傷を負わせるような爆発力をもたう気圧上昇を引き起こすことがある。
- ▶ 通常、最初の爆発はプラントや設備などの密閉された空間で起こり、その結果、プラントに損傷を与えたり、破壊したりする。最初の爆発による衝撃波がプラント周辺に達し、堆積している粉じん層に吸引されると、二次粉じん雲が形成され、更に大きな二次爆発を引き起こすことがある。多くの大規模爆発は、このような連鎖反応によって引き起こされている。

燃焼生成物:

- 一酸化炭素 (CO)
- 二酸化炭素 (CO₂)
- 塩化水素
- ホスゲン
- 窒素酸化物 (NO_x)
- 有機物の燃焼特有の、その他の熱分解生成物

セクション6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

セクション 8 参照

環境に対する注意事項

セクション 12 参照

封じ込め及び浄化の方法及び機材

小規模漏出の場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃棄物を定期的に処理し、異常な漏出物は直ちに除去すること。 ▶ 粉じんの吸入および皮膚および眼との接触を避けること。 ▶ 保護衣、保護手袋、保護眼鏡および防塵マスクを着用すること。 ▶ ドライ洗浄技術を用い、粉じんの発生を避けること。 ▶ 掃除機で吸引するか掃き集めること。注記: 掃除機の排気口にマイクロフィルタ (HEPAフィルタ) を設置すること (保管および使用時に接地するよう設計された防爆機器の使用を検討すること)。 環境有害性 - 流出を抑えること。
大規模漏出の場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現場から人員を退去させ、風上へ移動させること。 ▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。 ▶ 呼吸装置を備えた全身保護衣を着用すること。 ▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。 ▶ 避難を検討(またはその場所での安全性を確保すること)。 環境有害性 - 流出を抑えること。

個人用保護具に関する情報については、SDSのセクション8をご参照ください。

セクション7 取扱い及び保管上の注意

安全な取扱いのための予防措置

安全取扱注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 吸入を含む、人体へのあらゆるばく露を避けること。 ▶ ばく露の可能性がある場合は、保護衣を着用すること。 ▶ 換気の良い場所で使用すること。 ▶ 窪地および排水だめでの濃縮を避けること。 ▶ 閉所に入る際は、必ず事前に大気検査を行うこと。 ▶ 有機粉末が、粒子サイズや形状にかかわらず、さまざまな濃度範囲にわたり微粉化され、空気または他の酸化性媒質中に浮遊している場合、粉じんと空気の爆発性混合物が形成され、火災または粉じん爆発を引き起こす可能性がある。(二次爆発を含む) ▶ 浮遊する粉じんを最小限にするとともに、すべての発火源を取り除くこと。熱、高温面、火花、炎から遠ざけること。 ▶ 管理基準を確立すること。 ▶ 掃除機の使用や粉じんを発生させないような拭き掃除などにより、定期的に粉じんの集積を防止し、粉じん雲の生成を防ぐこと。 ▶ 粉じんの発生場所を連続的に吸引して捕集し、粉じんの集積を最小化すること。「二次」爆発の可能性を最小化するために、頭上や隠れた場所にある水平面に特に注意を払うこと。NFPA規格654によると、粉じん層の厚さが1/32インチ (0.8 mm) に達する前に、直ちにその場所の清掃を行うべきである。 ▶ 清掃時に空気ホースを使用しないこと。
他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 他の容器に移し替えないこと。 ▶ 容器を密閉しておくこと。 ▶ 極端な環境から保護された、乾燥した涼しいところで保管すること。 ▶ 混触危険物質や食品容器から隔離して保管すること。 ▶ 容器を物理的損傷から保護し、漏れがないか定期的に確認すること。

混触危険性を含む、安全な保管条件

適切な保管条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ポリエチレン製またはポリプロピレン製容器 ▶ すべての容器に明確なラベルが貼り付けられていることおよび漏れがないことを確認すること。
避けるべき保管条件	シリカ: <ul style="list-style-type: none"> ▶ フッ化水素酸と反応して四フッ化ケイ素ガスを生成する ▶ 六フッ化セシウムと反応して、爆発性の三酸化セシウムを生成する ▶ ニフッ化酸素と発熱反応、三フッ化塩素 (これらのハロゲン化物は一般的な工業用材料ではない) およびその他のフッ素含有化合物と爆発的に反応する ▶ フッ素、塩素酸塩と反応することがある ▶ 強酸化剤、三酸化マンガン、三酸化塩素、強アルカリ、金属酸化物、濃オルトリン酸、酢酸ビニルとの混触危険性を有する。 ▶ アルカリ炭酸塩と一緒に加熱すると激しく反応することがある。 ▶ ニトリルは、金属およびいくつかの金属化合物の存在下で重合するかもしれない。 ▶ それらは酸と不適合である; ニトリルを強い酸性の酸と混合することは、非常に激しい反応に結びつく場合がある。 ▶ ニトリルは、過酸化剤およびエポキシドのような他の酸化剤と一般に不適合である。塩基とニトリルの組合せは、シアニ化水素を生じることができる。 ▶ ニトリルは、水性の酸および塩基の両方中で発熱的に加水分解し、カルボン酸(またはカルボン酸の塩)を与える。 ▶ ニトリルは、還元剤と活発に反応できる。 共有結合のシアノ基は吸熱性である。また、多くの有機ニトリルはある条件下で反動的である; N-シアノ誘導体は反動的かまたは不安定である。大多数の吸熱化合物は熱力学的に不安定で、開始の様々な状況の下で爆発的に分解するかもしれない。すべてではなく多くの吸熱化合物が分解、反応および爆発に関係しており、一般に標準生成熱の著しい正値を持つ化合物は、安定性グラウンド上で容疑者と考えられるかもしれない。

リポート粒剤

BREITHERICK L.: Handbook of Reactive Chemical Hazards
 ▶ 酸化剤、塩基および強還元剤との反応を避けること。

セクション8 ばく露防止及び保護措置

管理パラメーター

許容濃度(OEL)

成分に関する情報

出典	成分	物質名	TWA	STEL	ピーク	注記
日本産業衛生学会 許容濃度	結晶質シリカ	結晶質シリカ (吸入性粉塵)	0.03 mg/m3	データ無し	データ無し	発がん性分類: 1
成分	オリジナルIDLH		改訂IDLH			
シアナジン	データ無し		データ無し			
ジクロロベンル	データ無し		データ無し			
結晶質シリカ	25 mg/m3 / 50 mg/m3		データ無し			

ばく露管理

設備対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ヒトへの発がん性が認められた物質に暴露する作業員は、雇用者の指示の元で作業し、規制区域内で作業を行うこと。 ▶ 「グローブボックス」等の隔離システム内で作業を行うこと。作業完了時および隔離システム外での作業開始前に、手と腕を洗うこと。 ▶ 規制区域内では、発がん性物質を密封された容器に入れて保管するか、クローズドシステム（導管システムを含む）に、全てのサンプリングポートや開口部を閉めて封入しておくこと。 ▶ 開放システムの使用禁止。 ▶ 局所連続排気装置を各作業場に設置し、常に通常の作業場から規制区域内の作業場への気流を確保する。
保護具	
眼/顔面の保護	<ul style="list-style-type: none"> ▶ サイドシールド付きの保護眼鏡。 ▶ ケミカルゴーグル。[AS/NZS 1337.1, EN166 または国内同等規格] ▶ コンタクトレンズの使用は、特殊な危険有害性を引き起こすことがある; ソフトコンタクトレンズは、刺激物を吸収・濃縮することがある。レンズの装用および使用制限を明記した方針文書を作業の種類または場所ごとに作成しておくこと。当該文書には、レンズによる使用化学物質群の吸収および吸着に関する評価結果、および障害例の記録等を掲載すること。医療関係者や救急隊員はレンズの取り外しについての訓練を受け、同時に適切な器具を速やかに使用できるよう準備しておくべきである。化学物質へのばく露時には、直ちに洗眼し、速やかにレンズを取り外すこと。眼の発赤または刺激の初期兆候が見られる場合には、レンズを取り外すこと - レンズの取り外しは、清潔な環境において、手をよく洗ってから行なうべきである。[CDC NIOSH Current Intelligence Bulletin 59].
皮膚の保護	以下の手の保護具を参照してください。
手/足の保護	<p>適切な手袋の選択は、材質だけでなく、製造業者間で異なる品質保証にも注意する必要がある。化学品が複数の化学物質の調剤である場合、手袋材質の耐久性は事前に計算することができず、したがって、使用前に確認しておくことが重要である。物質に対する正確な破過時間は、保護手袋製造業者から得ることができ、最終的な選択の際に重視するものである。個人衛生は効果的な手の保護の重要な要素である。手袋は清潔な手に着用する必要がある。手袋使用後は、手を洗浄し、完全に乾燥させる必要がある。無香料の保湿剤を使用することが望ましい。</p> <p>手袋種類の適合性と耐久性は使用用途による。手袋の選定における重要な要因は次のとおりである:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接触頻度および時間、 ・ 手袋材料の耐化学品性、 ・ 手袋の厚さ、 ・ 作業性 <p>関連する規格に適合した手袋を使用すること（欧州EN374、US F739、AS/NZS 2161.1または国内同等規格等）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期使用または高頻度の繰り返し接触が発生することがある場合、保護クラス5以上の手袋の使用が望ましい（EN374、AS/NZS 2161.1または国内同等規格による計測で、破過時間240分を超えるもの）。 <p>経験から、研磨粒子が存在しない場合では、未溶解の乾燥固体から保護するための手袋素材として、以下のポリマーが適していることがわかっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ポリクロロプレン ▶ ニトリルゴム ▶ ブチルゴム ▶ フッ素ゴム ▶ ポリ塩化ビニル <p>手袋の摩耗や劣化が定期的に検査されていること。</p>
身体の保護	以下の他の保護具を参照してください。
他の保護	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保護クリームの上にポリエチレン製手袋 <p>ヒトへの発がん性が認められた物質が置かれている場所での一日の作業終了後、作業員は、部屋を退出する前に出口付近にて着用している保護衣および保護具を取り外し、除染または廃棄用に不浸透性容器に入れること。不浸透性容器の内容物が確認できるよう適切なラベルを表示すること。点検および除染作業を行う際、現場への立ち入りを許可された作業員は、清潔で不浸透性のある保護衣、手袋、長靴、および吸気口付き外気フードを着用すること。</p> <p>作業終了後は、保護衣を脱ぐ前に除染を行い、衣類およびフード脱衣後にシャワーを浴びること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 防護用密閉服(つなぎ型) ▶ 塩化ビニル製エプロン ▶ 保護クリーム ▶ 皮膚洗浄クリーム ▶ 洗眼用設備

呼吸用保護具

防塵マスク (AS/ NZS1716&1715, EN143:2000&149:001, ANSI Z88または国内同等規格)

防護係数	ハーフフェイス呼吸器	フルフェイス呼吸器	電動空気呼吸器
10 x 暴露基準	P1 送気*	- -	PAPR-P1 -
50 x 暴露基準	送気**	P2	PAPR-P2

レポート粒剤

100 x 暴露基準	-	P3	-
		送気*	-
100+ x 暴露基準	-	送気**	PAPR-P3

- 陰圧デマンド ** 連続流

吸入濃度がTLV値（ばく露許容濃度）を超える危険性がある場合、認可を受けた防塵マスクを着用すること。

ばく露濃度に適した防護係数を持つ呼吸用保護具を使用すること。

- ▶ TLV値の5倍未満：バルブ無しマスクを着用すること。TLV値の10倍未満：半面形防塵マスクを着用すること。
- ▶ TLV値の50倍未満：全面形防塵マスクまたはデマンドタイプC型送気マスクを着用すること。
- ▶ TLV値の500倍未満：電動ファン付き呼吸用保護具またはタイプC型プレッシャデマンド送気マスクを着用すること。
- ▶ TLV値の500倍以上：陽圧モードの全面形自給式呼吸器、または複合式タイプC型全面形面体付き陽圧送気マスクおよびプレッシャデマンド形または陽圧モードのエアラインマスクを装着すること。
- ▶ 工学的対策および管理的対策によりばく露を十分に防ぐことができない場合には、呼吸用保護具が必要となることがある。
- ▶ 呼吸器の保護具を使用すべきかどうかは、毒性情報、ばく露測定データ、および作業者がばく露する頻度や可能性を考慮した専門的な検討を経て判断すること。個人用保護具を着用することによる、熱的ストレスや疲労を感じるような熱負荷を作業者に与えないように注意すること。
- ▶ 職業暴露限度が設定されている場合には、適切な呼吸器用保護具を選択する一助となる。職業暴露限度には、政府が指定した値や製造者が推奨する値がある。
- ▶ 認証を受けた呼吸用保護具は、適切に選択され、かつ正式な手順に従いフィットテストが行われている場合には、粒子吸入の防止に役立つ。
- ▶ 多量の粉じんが浮遊する場合には、型式検定に合格した送気マスクを使用する。
- ▶ 粉じんを生成するような状況を避けること。

セクション9 物理的及び化学的性質

物理的および化学的性質に関する基本情報

外観	淡褐色		
物理状態	固体	相対密度 (水 = 1)	0.9
臭い	芳香	n-オクタノール/水分配係数	データ無し
嗅覚閾値	データ無し	自然発火点 (°C)	データ無し
pH	9.1	分解温度 (°C)	データ無し
融点/凝固点 (°C)	データ無し	動粘性率 (cSt)	データ無し
沸点/初留点/沸点範囲 (°C)	データ無し	モル質量 (g/mol)	データ無し
引火点 (°C)	データ無し	味	データ無し
蒸発速度	データ無し	爆発性	データ無し
可燃性	該当しない	酸化特性	データ無し
爆発上限界 (%)	データ無し	表面張力 (dyn/cm or mN/m)	該当しない
爆発下限界 (%)	データ無し	揮発性成分 (%vol)	データ無し
蒸気圧 (kPa)	データ無し	ガスグループ	データ無し
溶解度	データ無し	pH (溶液) (1%)	データ無し
相対ガス密度 (空気 = 1)		揮発性有機化合物 g/L	データ無し
ナノフォーム溶解度	データ無し	ナノフォーム粒子特性	データ無し
粒子サイズ	データ無し		

セクション10 安定性及び反応性

反応性	セクション 7 参照
化学的安定性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 混触危険性物質が存在する。 ▶ 製品は安定していると考えられる。 ▶ 危険な重合反応は起こらないと考えられる。
危険有害反応可能性	セクション 7 参照
避けるべき条件	セクション 7 参照
混触危険物質	セクション 7 参照
危険有害な分解生成物	セクション 5 参照

セクション11 有害性情報

毒物学的影響に関する情報

a) 急性毒性	この物質を急性毒性物質として分類するのに十分な証拠があります。
b) 皮膚腐食性/刺激性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
c) 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
d) 呼吸器感受性又は皮膚感受性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
e) 生殖細胞変異原性	この材料を変異原性物質として分類するのに十分な証拠があります
f) 発がん性	この材料を発がん性物質として分類するのに十分な証拠があります
g) 生殖毒性	この材料を生殖毒性があると分類するのに十分な証拠があります
h) 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	この材料を単回曝露で特定の臓器に有毒と分類するのに十分な証拠があります
i) 特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	この材料を繰り返し曝露で特定の臓器に有毒と分類するのに十分な証拠があります
j) 誤えん有害性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。

レポート粒剤

吸入した場合	本物質は、(動物モデルを用いたEC指令の分類に基づく) 有害な健康影響を及ぼす物質または気道刺激性物質とは考えられていない。それでもなお、作業環境においては、適正衛生規範 (GHP) に従いばく露を最小限に抑え、適切な管理策を講じるべきである。								
飲み込んだ場合	EC指令または他の分類基準により、「飲み込むと有害」に分類されていない。これは、裏付けとなる動物またはヒトにおける証拠が不足しているためである。								
皮膚に付着した場合	皮膚接触により、(EC指令の分類に基づく) 有害な健康影響を及ぼす物質とは考えられていない; 外傷、病変部または擦り傷を通じて体内に侵入すると、健康被害を引き起こすことがある。 本物質は、一部の人の皮膚の炎症を引き起こす可能性があることが認められている。 開放創、擦り傷または炎症がある場合は、皮膚への接触を避けること。 切創、擦り傷または病変部などを通じて血流に侵入すると、悪影響を及ぼす全身性疾患を引き起こすことがある。使用前に皮膚を検査し、あらゆる外傷を適切に保護しておくこと。								
眼に入った場合	本物質は、ヒトに対して眼刺激性および眼に対する損傷性を引き起こす可能性があることが認められている。								
慢性毒性	本製品が目に入ると、人によっては、24時間またはそれ以上、眼刺激および眼障害が続くことがある。発赤を伴う中程度の炎症が生じることがある。長期ばく露により、結膜炎を生じることがある。 ヒトに対して直接発がん性があることを示す十分な証拠がある。 有毒: 吸入、皮膚接触および飲み込むことによる長期暴露により、重度の健康障害を生じる危険がある。 長期ばく露により重度の健康被害を引き起こすことがある。重度の障害を引き起こす物質が含まれていると考えられており、その有害性は短期および長期実験によって実証されている。 この物質が直接的に出生率を低下させる疑いがあるという実験からの十分な証拠が存在する。 シアン化物および一部のニトリルへの慢性ばく露は、甲状腺によるヨウ素摂取を妨害し、それによるその他の障害を引き起こすことがある。原因は、シアン化物の代謝物チオシアン酸塩である。また、チオシアン酸塩の生成により甲状腺機能不全が生じることがある。報告によると、少量のシアン化物化合物への長期ばく露は、食欲不振、頭痛、衰弱、吐き気、めまい、腹痛、味覚・臭覚変化、筋痙攣、減量、顔の潮紅、持続性の鼻汁、上気道・眼刺激を引き起こす。これらの症状はシアン化物ばく露特有のものではないため、シアン化物の慢性毒性の存在の有無は不確かである。シアン化物への軽度の反復ばく露は、痒み、丘疹(皮膚の表面に小さく盛り上がった斑点)を引き起こし、場合によっては感作を生じることがある。低濃度への長期暴露は、眼神経を損傷する危険性があると懸念されている。 結晶性シリカは、肺上皮を破壊し、白血球の炎症反応を活性化させる。結晶性シリカへの慢性ばく露は、肺活量を減少させ、胸部感染症を発症しやすくする。結晶の多くは肺に蓄積する。肺に不可逆的な痕跡が残る珪肺症が生じることがある。ばく露から数ヶ月~数年後に症状が現われる。喫煙により珪肺症リスクが高まる。単純型の珪肺症の多くは症状が無いが、悪化すると結核の様な症状が現われ致命的になることがある。珪肺症が悪化すると、肺がんおよびリンパ腫のリスクが高まる。国や地域によっては、シリカにばく露される作業員は健康調査を受けることが要求されている。								
レポート粒剤	<table border="1"> <thead> <tr> <th>毒性</th> <th>刺激性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経口(ラット) LD50: >300 mg/kg^[2]</td> <td>極軽度の皮膚刺激性あり(ウサギ)</td> </tr> <tr> <td>経皮(ラット) LD50: >2000 mg/kg^[2]</td> <td>極軽度の眼刺激性あり(ウサギ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>皮膚感作性なし(モルモット)</td> </tr> </tbody> </table>	毒性	刺激性	経口(ラット) LD50: >300 mg/kg ^[2]	極軽度の皮膚刺激性あり(ウサギ)	経皮(ラット) LD50: >2000 mg/kg ^[2]	極軽度の眼刺激性あり(ウサギ)		皮膚感作性なし(モルモット)
毒性	刺激性								
経口(ラット) LD50: >300 mg/kg ^[2]	極軽度の皮膚刺激性あり(ウサギ)								
経皮(ラット) LD50: >2000 mg/kg ^[2]	極軽度の眼刺激性あり(ウサギ)								
	皮膚感作性なし(モルモット)								
凡例	1. 欧州ECHA登録物質 - 急性毒性 - から得られた値。 2. *の値は製造者のSDSから得られた値。特に注記のないデータはRTECSから抽出した値。								

レポート粒剤	ばく露により、変異原性を有する不可逆的影響が生じる可能性があることが、in vitro試験および動物実験により明らかになっている。	
急性毒性	発がん性	✓
皮膚腐食性/刺激性	生殖毒性	✓
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	✓
呼吸器感作性又は皮膚感作性	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	✓
生殖細胞変異原性	誤えん有害性	✗

凡例: ✗ - データ利用不可または、区分に該当しない
✓ - 分類済み

内分泌かく乱作用

内分泌かく乱作用を示す証拠は、最新の文献では見つかっていない。

セクション12 環境影響情報

生態毒性

レポート粒剤	エンドポイント	試験期間(時間)	種	値	出典
	LC50	96	魚類 Cyprinus carpio (コイ)	229mg/L	8
	EC50	48	甲殻類 Daphnia magna (オオミジンコ)	204mg/L	8
	ErC50	72	藻類/植物 Pseudokirchneriella subcapitata (藻類)	0.299mg/L	8

凡例: 1. IUCLID毒性データ 2. 欧州ECHA登録物質 - 生態毒性情報 - 水生毒性 4. 米国環境保護庁, Ecotoxデータベース - 水生毒性データ 5. ECETOC水生環境有害性評価データ 6. NITE (日本) - 生物濃縮性データ 7. METI (日本) - 生物濃縮性データ 8. ベンダーデータ から抽出

水性生物に対して非常に有毒であり、水生環境中で長期にわたり悪影響を及ぼすことがある。

表層水や平均高水位線以下の潮間帯域への流入を阻止すること。設備の洗浄もしくは設備の洗浄水の処理に際して、水域を汚染しないこと。

製品の使用により生じた廃棄物は、現場もしくは許可を受けた廃棄物処理場において処理すること。

トリアジン殺虫剤は、低いpHでより可溶のトリアジンと共に、pKa pHレベルを備えた水溶液中で弱塩基として作用する。有機物と粘土鉱物への交換過程によるトリアジンの吸着は、溶液のpHおよび吸収剤の表面の酸性度に依存する。水素結合と疎水結合が、さらにより高いpHで土壌有機物に生じる。光分解が最小に見えている一方、加水分解と酸化は土壌代謝の一般的な経路である。イオン化された化合物がそれほど揮発性でないように、蒸気輸送口は、蒸気圧および蒸発表面のpHに依存する。土壌から水までの輸送が溶液および底質で起こる。5ppbを越えた除草剤濃度は、沈水水生植物(SAV)の減退に役割を果たすかもしれない。しかしながら、これらの除草剤が河口の条件の下で急速に分解するとともに、これらの濃度への暴露からの回復が起こる。残留物は、底質に蓄積するように見えない。

下水道または水路に排出しないこと。

残留性・分解性

リポート粒剤

成分	残留性: 水域/土壌	残留性: 大気
シアナジン	高	高
ジクロベニル	高	高

生体蓄積性

成分	生物濃縮性
シアナジン	低 (LogKOW = 2.105)
ジクロベニル	低 (LogKOW = 2.74)

土壌中の移動性

成分	移動性
シアナジン	低 (Log KOC = 699.6)
ジクロベニル	低 (Log KOC = 268.3)

内分泌かく乱作用

内分泌かく乱作用を示す証拠は、最新の文献では見つかっていない。

その他の有害影響

オゾン層破壊作用を示す証拠は、最新の文献では見つかっていない。

セクション13 廃棄上の注意

廃棄方法

製品/容器/包装の廃棄方法	<ul style="list-style-type: none"> 容器は空であっても化学的な危険有害性を有していることがある。 可能な場合、適切な再利用/リサイクルのため、製造者に返送すること。 返送が不可能な場合: <ul style="list-style-type: none"> 残留物がなくなるまで十分に洗浄できない場合や、同一製品の保管に再利用できない場合には、再利用を防ぐために容器に穴を開け、認可を受けた埋立処分場に廃棄すること。 可能であれば警告ラベルおよびSDSを保管し、製品に関する注意事項を厳守すること。 可能な場合はリサイクルすること。 適切な処分方法が特定できない場合には、製造者にリサイクルの可否を問い合わせるか、都道府県・市町村に処分方法について問い合わせること。 廃棄方法: 化学物質および/または医薬品廃棄物の処分に関する認可を受けた埋立処分場に埋立、または認可を受けた処分施設で(適切な可燃性物質と混合させた後に)焼却処分すること。 空容器を除染すること。容器の洗浄および処分が終了するまで、表示されている安全規定を順守すること。
---------------	--

セクション14 輸送上の注意

要求されるラベル

海洋汚染物質	

陸上輸送 (UN)

14.1. 国連番号	3077				
14.2. 国連輸送名	環境有害物質 (固体) (備考1(4)の表に掲げられたもの及び備考の欄の規定により当該危険物に該当するもの又は備考2(8)の基準を満たすものであって他の危険性を有しないもの) (部分一致 シアナジン と ジクロベニル)				
14.3. 輸送時の危険性クラス	<table border="1"> <tr> <td>クラス</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>副次危険性</td> <td>該当しない</td> </tr> </table>	クラス	9	副次危険性	該当しない
クラス	9				
副次危険性	該当しない				
14.4. 容器等級	III				
14.5. 環境有害性	環境に有害				
14.6. 使用者のための特別予防措置	<table border="1"> <tr> <td>特別規定</td> <td>274; 331; 335; 375</td> </tr> <tr> <td>制限容量</td> <td>5 kg</td> </tr> </table>	特別規定	274; 331; 335; 375	制限容量	5 kg
特別規定	274; 331; 335; 375				
制限容量	5 kg				

航空輸送 (ICAO-IATA / DGR)

14.1. 国連番号	3077						
14.2. 国連輸送名	環境有害物質 (固体) (部分一致 シアナジン と ジクロベニル)						
14.3. 輸送時の危険性クラス	<table border="1"> <tr> <td>ICAO/IATAクラス</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>ICAO / IATA 副次危険性</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>ERGコード</td> <td>9L</td> </tr> </table>	ICAO/IATAクラス	9	ICAO / IATA 副次危険性	該当しない	ERGコード	9L
ICAO/IATAクラス	9						
ICAO / IATA 副次危険性	該当しない						
ERGコード	9L						
14.4. 容器等級	III						

レポート粒剤

14.5. 環境有害性	環境に有害	
14.6. 使用者のための特別予防措置	特別規定	A97 A158 A179 A197 A215
	梱包指示 (貨物のみ)	956
	最大数量/パック (貨物のみ)	400 kg
	旅客および貨物包装方法	956
	旅客と貨物の最大個数/パック	400 kg
	旅客・貨物輸送機 制限容量 包装方法	Y956
	旅客・貨物輸送機 最大制限容量 / 包装方法	30 kg G

海上輸送 (IMDG-Code / GGVSee)

14.1. 国連番号	3077	
14.2. 国連輸送名	環境有害物質 (固体) (備考1(4)の表に掲げられたもの及び備考の欄の規定により当該危険物に該当するもの又は備考2(8)の基準を満たすものであって他の危険性を有しないもの) (部分一致 シアナジン と ジクロベニル)	
14.3. 輸送時の危険性クラス	IMDGクラス	9
	IMDG 副次危険性	該当しない
14.4. 容器等級	III	
14.5. 環境有害性	海洋汚染物質	
14.6. 使用者のための特別予防措置	EMS番号	F-A, S-F
	特別規定	274 335 966 967 969
	制限容量	5 kg

14.7. IMO規則による海上ばら積み輸送

14.7.1. MARPOL 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送

該当しない

セクション15 適用法令

物質又は混合物に特有な安全、健康および環境に関する規制

シアナジン に関する適用法令

日本 化学物質排出把握管理促進法 (令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象)

ケミカル フットプリント プロジェクト - 高懸念化学物質リスト

日本 労働安全衛生法 - 名称等を表示すべき有害物質 (2026年4月施行)

日本 労働安全衛生法: 名称公表/新規名称公表化学物質

日本 労働安全衛生法: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

日本 政府によるGHS分類

ジクロベニル に関する適用法令

日本 化学物質排出把握管理促進法 (令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象)

労働安全衛生法 (ISHA) - 危険物質

労働安全衛生法 (ISHA) - 危険物質 (日本語)

日本 労働安全衛生法: 名称公表/新規名称公表化学物質

日本 労働安全衛生法: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

日本 労働安全衛生法: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 (2025年4月施行)

日本 政府によるGHS分類

日本化学物質審査規制法 (改正前) - 第二種監視化学物質

結晶質シリカ に関する適用法令

国際がん研究機関(IARC) - IARCモノグラフにより分類された化学物質

日本 化学物質の審査及び製造方法等の規制に関する法律: 既存化学物質/新規公示化学物質

ケミカル フットプリント プロジェクト - 高懸念化学物質リスト

労働安全衛生法 (ISHA) - 発がん性物質 (労働安全衛生規則) (作業記録等の30年間保存対象)

国際がん研究機関(IARC) - IARCモノグラフにより分類された化学物質 - グループ 1: ヒトに対して発がん性がある

日本 労働安全衛生法: 名称公表/新規名称公表化学物質

日本 労働安全衛生法: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

日本 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律: 製造輸入量の届出を要しない物質

日本 政府によるGHS分類

日本産業衛生学会: 許容濃度

追加規制情報

該当しない

労働安全衛生法	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 通知対象物質	
	政令名称	政令番号
	2 - (4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル) アミノ-2-メチルプロピオニトリル (別名シアナジン)	規則別表第2の462
	2, 6-ジクロロベンゾニトリル (別名ジクロベニル又はDBN)	規則別表第2の854

Continued...

レポート粒剤

	結晶質シリカ	規則別表第2の578
	表示対象物質	
	政令名称	政令番号
	2 - (4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル) アミノ-2-メチルプロピオニトリル (別名シアナジン)	規則別表第2の462
	2, 6-ジクロロベンゾニトリル (別名ジクロベニル又はDBN)	規則別表第2の854
	結晶質シリカ	規則別表第2の578
	製造の許可を受けるべき有害物	
	政令名称	政令番号
	該当しない	該当しない
	関連する法令・条例	
危険物 - 酸化性の物	該当しない	
危険物 - 引火性の物	該当しない	
有機溶剤	該当しない	
特定化学物質	該当しない	
PRTR - 化管法	化管法 (令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象)	
	分類	政令名称
	第1種指定化学物質	2 - (4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル) アミノ-2-メチルプロピオニトリル (別名シアナジン)
第1種指定化学物質	2, 6-ジクロロベンゾニトリル (別名ジクロベニル又はDBN)	
管理番号	91	
管理番号	184	
毒物及び劇物取締法	該当しない	
化審法	優先評価化学物質	該当しない
	第1種特定化学物質	該当しない
	第2種特定化学物質	該当しない
	監視化学物質	該当しない
	一般化学物質	2, 6-ジクロロベンゾニトリル, 二酸化ケイ素
消防法		

国別インベントリ状況

国別インベントリ	状況
オーストラリア - AIC / オーストラリア非工業用	Yes
カナダ - DSL	No (ジクロベニル)
カナダ - NDSL	No (シアナジン; ジクロベニル; 結晶質シリカ)
中国 - IECSC	Yes
欧州 - EINEC / ELINCS / NLP	Yes
日本 - ENCS	No (シアナジン)
韓国 - KECI	No (シアナジン)
ニュージーランド - NZIoC	Yes
フィリピン - PICCS	No (シアナジン)
米国 - TSCA	TSCAインベントリ「アクティブ」(結晶質シリカ); No (シアナジン; ジクロベニル)
台湾 - TCSI	Yes
メキシコ - INSQ	No (シアナジン; ジクロベニル)
ベトナム - NCI	Yes
ロシア - FBEPH	No (シアナジン)
アラブ首長国連邦 - 規制リスト (禁止/制限物質)	No (結晶質シリカ)
凡例:	Yes = 全ての成分がインベントリに記載されている No = 記載されている成分はインベントリに記載されていない。これらの成分は対象外であるか、登録・届出が必要である

セクション16 その他の情報

改訂日	05/09/2025
最初の発行日	19/05/2022

連絡先

公益財団法人 日本中毒情報センター (事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る)
 中毒110番 365日24時間対応 一般市民専用電話 (情報料無料) (大阪) 072-727-2499 (つくば) 029-852-9999

リポート粒剤

医療機関専用有料電話 (1件2000円) (大阪) 072-726-9923 (つくば) 029-851-9999
医療機関の方が一般市民専用電話を使用した場合も、情報料1件につき2000円を徴収します。

SDSバージョンの概要

バージョン	改訂日	更新されたセクション
5.15	05/09/2025	有害性情報 - 急性有害性 (眼), 危険有害性の要約 - 分類, 組成および成分情報 - 成分, 有害性情報 - 毒性・刺激性 (その他)

他の情報

SDS (安全データシート) は危険性の伝達ツールであり、リスク評価の支援に使用されるべきです。報告された危険性が職場または他の環境でのリスクであるかどうかは多くの要因によって決まります。リスクは露出シナリオを参照して決定されることがあります。使用スケール、使用頻度、および現行または利用可能な技術的制御が考慮される必要があります。

定義および略語

- ▶ PC-TWA: 時間加重平均許容濃度
- ▶ PC-STEL: 短時間ばく露限界許容濃度
- ▶ IARC: 国際がん研究機関
- ▶ ACGIH: 米国産業衛生専門家会議
- ▶ STEL: 短時間ばく露限界値
- ▶ TEEL: 一時的緊急ばく露限度
- ▶ IDLH: 脱出限界濃度
- ▶ ES: ばく露基準
- ▶ OSF: 臭気安全係数
- ▶ NOAEL: 無毒性量
- ▶ LOAEL: 最小毒性量
- ▶ TLV: 許容濃度
- ▶ LOD: 検出限界値
- ▶ OTV: 臭気検知閾値
- ▶ BCF: 生物濃縮係数
- ▶ BEI: 生物学的ばく露指標
- ▶ DNEL: 導出された無効レベル
- ▶ PNEC: 予測される無効濃度
- ▶ MARPOL: 船舶からの汚染防止のための国際条約
- ▶ IMSBC: 国際海上固体バラ貨物コード
- ▶ IGC: 国際ガス運搬船コード
- ▶ IBC: 国際バルク化学品コード

- ▶ AIIC: オーストラリア工業化学品インベントリ
- ▶ DSL: 国内物質リスト
- ▶ NDSL: 非国内物質リスト
- ▶ IECSC: 中国現有化学物質名録
- ▶ EINECS: 欧州既存商業化学物質インベントリ
- ▶ ELINCS: 欧州届出化学物質リスト
- ▶ NLP: もはやポリマーとみなされない物質のリスト
- ▶ ENCS: E既存化学物質 / 新規公示化学物質
- ▶ KECI: 韓国既存化学物質目録
- ▶ NZIoC: ニュージーランド化学物質インベントリ
- ▶ PICCS: フィリピン化学品および化学物質インベントリ
- ▶ TSCA: 有害物質規制法
- ▶ TCSI: 台湾既存化学物質インベントリ
- ▶ INSQ: 国家化学物質インベントリ
- ▶ NCI: 国家化学品インベントリ
- ▶ FBEPH: ロシア 潜在的に有害性のある化学物質及び生物学的物質リスト

ChemwatchのAuthorITeで作成しました。